

「裁判所で話しあおう」

上関原発ボーリング調査巡り中電が文書送付

祝島島民の会は拒否

勝負はすでに決着済み

上関原発を建てさせない祝島島民の会(清水敏保代表)は五月二十六日、中国電力から四月二十七日付で送付された文書に対する見解を送付した。中電からの文書の内容は「双方の主張は平行線の状況」なので裁判所で話し合いたいとの内容だった。これに対し祝島島民の会は、中電がもはやボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証するか、ボーリング調査が違法であることを認める以外にないところに追い詰められていることから、「裁判所で話し合い」等を持ち出していることを明らかにしている。

中電側は四月二十七日付の文書で、「二〇一四年六月一日付の山口地裁の和解条項を遵守してほしいと考えるが、双方の主張は平行線の状況」であり、「当社としては円満な解決に向けて話し合いをしたうえで海上ボーリング調査を実施したく」「裁判所において相互に確認する機会を設けることを考えている」としている。

これに対して祝島島民の会は、まず「双方の主張は平行線の状況にあるわけではない」として六月二日付の山口地裁の和解条項を遵守してほしいと考えるが、双方の主張は平行線の状況にあるわけではないと指摘している。

祝島島民の会はボーリング調査にともなう損失補償がなされておらず、調査は違法であると主張してきた。これに対し中電は「二〇〇〇年補償契約で補償したのでボーリング調査は適法である」との説明をくり返している。祝島島民の会は、「二〇〇〇年の補償契約」とどのようにして二〇〇



腕を組んで警備員や作業員の進入を防ぐ祝島の婦人(2011年2月、上関町田ノ浦)

九年二月以降の海上ボーリング調査を実施することを予測したのか」「予測できたとしても漁業補償額をいかに算定したのか」「二〇〇〇年補償契約は期間制限補償であるが、二〇〇〇年補償契約で期間をいかに設定したのか」との質問を投げかけた。中電は「二〇〇〇年補償契約は、調査ならびに発電所の建設および運転」といった長期間を前提に約定しているから、このたびのボーリング調査も含まれる」と回答した。

祝島島民の会は「温排水等についての永久制限補償(漁場価値減少補償)と違って、ボーリング調査にともなう補償は期間制限補償であり、期間の特が必要」と反論してきた。

以上の経緯にもとづけば、中電はボーリング調

している。

祝島島民の会は和解条項の存在自体は認めたいが、「違法な調査に対して不作為義務を負うはずはない」と主張してきた。中電は調査が違法でないことを主張してこれまでの経緯をたどってきたが、ボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証しえない限り、「和解条項の遵守」を主張することもできなくなっている。

中電としては、ボーリング調査にともなう補償が永久制限補償であることを論証するか、ボーリ

ング調査が違法であることと認めるかの選択が迫られている。祝島島民の会としては、中電がこうした点に

ついての態度を明確にしない限り裁判所における話し合いについては応じることはできないとしている。